歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業補助金交付要綱

５公東観産産第 544 号
令 和 ５ 年 ８ 月 28 日
７公東観産産第 323 号
令 和 ７ 年 ７ 月 30 日

（通則）

第１条　公益財団法人東京観光財団が実施する歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業実施要綱（令和５年８月 28 日付５公東観産産第 544 号。令和７年７月 30 日付７公東観産産第 323 号一部改正。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、本要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによる。

（目的）

第２条　本補助金は、実施要綱に基づき、観光資源として活用されている施設や技術等を有する観光関連事業者を支援することで、都内の観光資源を保全し魅力発信を図るものである。

（定義）

第３条　本要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）「観光施設」とは、観光関連事業者が都内で所有する建物で、概ね築 50 年以上が経過し、観光資源として東京の魅力発信に資するものとする。ただし、特に観光資源として活用すべきと考えられるものを除き、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により指定又は登録された有形文化財及び東京都景観条例（平成 18 年東京都条例第 136 号）の規定により選定された東京都選定歴史的建造物は含まないものとする。

（２）「技術等」とは、観光関連事業者が有する、概ね 50 年以上の実績がある技能・技術で、観光資源として東京の魅力発信に資するものとする。

（３）「重点エリア」とは、観光資源を面的に保全する必要が特に認められるエリアとして、東京都が指定するものをいう。

（補助内容）

第４条　本補助金は、第５条に定める事業者で補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。）が、補助事業実施に要する別表１に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

２　補助対象期間は交付決定の日から１年以内とし、その期間内に契約、取得、実施、支払いが完了した経費を補助対象とする。

（補助金の交付対象者）

第５条　本事業において支援の対象とする観光関連事業者は、以下に定める要件をすべて満たすものとする。

（１）過去５年間に重大な法令違反等がないこと。

（２）以下のいずれかに該当する観光関連事業者であること。

ア　東京都内において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項の営業を行っている宿泊事業者

イ　東京都内に本社又は主たる事業所があり、かつ旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第３条の規定に基づく登録を受けている旅行事業者

ウ　東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者

エ　東京都内において販売場を常設し、営業を行っている小売事業者

オ　その他東京都内において、旅行者向けのサービス開発・提供や商品開発・製造・販売等を行っている者

（３）暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

（４）観光施設又は技術等を有していること。

（５）国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助事業の交付決定取消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

（６）同一テーマ・内容で、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助を受けていないこと。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

（補助金の額）

第６条　理事長が補助事業者に交付する補助金の額は、別表２に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第７条　理事長は、東京都が歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業実施要綱（令和７年３月 31 日付６産労観受第 891 号）に基づき、募集、審査、決定を行った支援対象者から、補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第１号様式による補助金交付申請書及び別記第２号様式による誓約書を理事長に提出しなければならない。なお、東京都が定める歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業の募集要領における支援対象者申請時必要書類一覧に記載の書類については、東京都から共有を受けるものとする。

３　理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、第２項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

４　補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　理事長は、前条第２項の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、別記第３号様式による補助金交付決定通知書　により補助事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第３号様式の２により補助事業者に通知するものとする。

２　理事長は、第１項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

３　補助金の交付決定の額は、第６条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。なお、千円未満の端数は切り捨てとする。

（申請の取下げ）

第９条　補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、別記第４号様式による辞退届を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

２　前項に規定するほか、交付の決定前に申請を取り下げようとするときは、別記第４号様式の２による辞退届を遅滞なく理事長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消等）

第 10 条　理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

３　第１項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要になった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

（１）補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（２）補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

４　前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第 11 条　補助事業者は、補助事業を補助対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第５号様式による補助事業遅延等報告書を理事長に提

出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第 12 条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第６号様式による変更等承認申請書に必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、経費の区分とは、第７条第２項に基づき提出する事業経費別明細書に定める区分とする。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

２　理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第６号様式の２により補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、登記事項等を変更したときは、別記第６号様式の３による事業者変更届を速やかに理事長に提出しなければならない。

（状況報告）

第 13 条　理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

（遂行命令等）

第 14 条　理事長は、前条の規定による報告等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

２　理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対して補助事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第 15 条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了したときは、その日から 30 日以内に、必要な書類を添えて、速やかに別記第７号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 16 条　理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第８号様式により補助事業者に通知するものとする。

２　前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第６条の規定により算出する額（千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

（是正のための措置）

第 17 条　理事長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期間までにこれらに適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

２　第 15 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の請求及び支払）

第 18 条　理事長は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第９号様式による補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第 19 条　理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、補助事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

（３）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

（４）申請要件に該当しない事実が判明したとき。

（５）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（６）その他、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

２　前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　理事長は、第１項の規定による取消をした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

（重複受給の禁止）

第 20 条　補助事業者は、同一事業について複数の補助金等を受給することはできない。ただし、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

（補助金の返還）

第 21 条　理事長は、第 19 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第22条　補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

２　補助事業者は、補助事業の完了後又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日以降、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後５年間とする。

（取得財産等の管理及び処分）

第23条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等のうち、効用の増加により価格が50万円以上となったものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第10号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

４　理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

（補助事業の公表と成果の発表）

第24条　理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者の名称、補助事業名、補助事業の成果等を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

（検査及び事業効果の報告）

第25条　補助事業者は、補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日が属する会計年度の終了後５年間において、理事長が財団職員をして、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第26条　理事長が第19条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、第21条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

２　理事長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）
第 27 条　理事長が前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）
第 28 条　理事長が第 26 条第２項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）
第 29 条　非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

（その他）
第 30 条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附則
この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

附則
この要綱は、令和７年８月７日から施行する。

別表１（第４条関係）

１　補助対象経費等

補助事業	補助対象経費	補助対象者
歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業	補助事業者が、自らが有する観光施設又は技術について実施する、以下のいずれかに該当する取組に要する経費 ①　観光施設の維持・保全に必要となる工事等 ②　技術等の維持・保全に必要となる人材確保・育成、広報 PR 等	観光関連事業者

２　補助対象とならない経費

（１）「１　補助対象経費等」に記載のない経費

・租税公課

・本事業に係るものとして、明確に区分できない費用

・間接経費（振込手数料、企画運営費の対象とならない交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）

・従業員の人件費

（２）補助対象経費の申請・請求に係る経費の証拠類に不備のある経費

（３）補助金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

別表２（第６条関係）

補助事業	補助率	補助限度額
重点エリア内において、協議会等が策定した重点エリア計画書に沿って観光資源の保全を図る補助事業	3/4	1,500 万円
上記以外の補助事業	2/3	1,000 万円

※　補助対象経費に補助率を乗じた額（１千円未満の端数は切り捨て）又は補助限度額のいずれか低い額を、補助金の額とする。